

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「共に生き、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げる本会は、職員自らの生活の安定と充実により、笑顔で市民に福祉サービスが提供できる活気ある職場環境づくりの実現、また、男女とも職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間

2. 本会の課題

- ・年次有給休暇を5日以上取得するよう推進しているが、取得しやすい部署とそうでない部署があり、部署によっては取得率が低いため改善を図る。
- ・部署によっては職員の時間外勤務が常態化しており、職員が健康で働けるよう時間外勤務の削減を目指した環境を整える。
- ・育児休業を取得しやすい環境整備を行い、男女とも仕事と家庭(子育て)を両立し、生き生きと働きがいをもって長期間勤務できるよう改善を図る。

3. 内 容

目 標 1 年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間10日以上にする。

【目標を達成するための方策と実施時期】

●令和4年4月～

- ・年次有給休暇の取得率について、安全衛生委員会で各部署の取得状況を報告する。
- ・職員間での取得率の不均衡を解消するため、各部署における勤務体制や業務分担の見直しを図り取得しやすい工夫やフォロー体制の検討を行う。

目 標 2 全職員の時間外勤務を月平均20時間以内にする。

【目標を達成するための方策と実施時期】

●令和4年4月～

- ・各部署における問題点を分析し、時間外勤務削減を可能とする業務改善を徹底する。
- ・ノー残業デイの徹底及び定時退社の推進について、管理職から職員へ啓発を行う。
- ・導入した勤怠システムにより、個々で時間外勤務を容易に把握できるよう周知し意識改革を図る。

目 標 3 男性の育児休業（出生時育児休業含む）取得率を30%以上、取得期間平均1か月以上。 女性の育児休業取得率100%

【目標を達成するための方策と実施時期】

●令和4年4月～

- ・仕事と家庭の両立及び育児休業、出生時育児休業に関する相談窓口を設置する。
- ・育児、介護休業及び育児、介護短時間勤務に関する規則の周知を行い、妊娠・出産等の申出をした職員に対して、個別に制度説明を行うとともに育児休業等の取得の意向確認を行う。